



止まったままの時計を動かす

旧労働省で国際労働政策に深く関わった飼手眞吾さん（1908～1982）という方がおられます。飼手さんが亡くなられた1年後に「追悼集」が刊行されました。飼手さんが生前書かれた遺稿も掲載されています。そこに、1957年のILO総会で105号（強制労働廃止）条約が採択された時の思い出を綴ったものがあります。当時、飼手さんは日本政府の代表としてILO総会に参加していました。ILO当局は、「こんな基本的な条約は主要国の満場一致で採択したい」と言っていました。しかし日本政府の訓令は、ささいな国内事情から「反対する」というものでした。結局は日本政府は「棄権」しましたが、飼手さんは「総会会議場に入っていないながら、投票には参加でき

ず恥ずかしい思いをした」と当時を振り返っています。そこから完全に時計は止まっています。

1998年のILO総会で「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」が採択されました。「宣言」では、4分野8条約からなる中核的労働基準について、「ILO加盟国は、その尊重、促進、実現に向けた義務を負う」とし、「未批准の場合でも、原則の推進に向けて努めるべき」とされ、ILOはそのための支援を提供するものとなっています。中核条約について、未批准国は未批准の理由を毎年ILOに提出する義務が課せられています。日本は中核8条約のうち、105号（強制労働廃止）と111号（雇用・職業の差別禁止）が未批准のままになっています。ILOには187カ国が加盟しています。そのうち105号条約は176カ国、111

号条約は175カ国がすでに批准しています。それでも日本は現在も、未批准のままになっています。

なぜ批准できなかったのか

ILO105号条約について見ていきましょう。この条約は、(a) 政治的な圧制もしくは教育の手段又は、政治的な見解もしくは既存の政治的、社会的もしくは経済的の制度に思想的に反対する見解をいだき、もしくはは発表することに對する制裁として、(b) 経済的發展の目的のために、労働力を動員し、及び利用する方法として、(c) 労働規律の手段として、(d) ストライキに参加したことに対する制裁として、(e) 人種的、社会的、国民的又は宗教的差別待遇の手段としての、強制労働を禁止するといふものです。

わが国は、国家公務員法と地方公務員

法に懲役刑をもってストライキ権を制限する規定があります。また、船員法、郵便法などで、職務を果たさない労働者への懲役刑が課されていることも批准できない理由とされていました。懲役刑でなく、例えば罰金刑や禁固刑であれば、この条約に抵触することはありません。罰則から懲役刑をはずすことができれば、条約を批准することが可能ですが、それもできずに来てしまいました。

その理由としては、①ビジネスと人権についての重要性の認識が薄かったこと、②批准のために改正すべき国内法制が多岐にわたっており、省庁タテ割りのカベがあったこと、③公務員の労働基本権の問題がからんでおり、これには政府も重い腰を上げるつもりがなかったことなどが考えられます。

ビジネスと人権の意識の高まり

膠着状態だったILO中核条約の批准にも環境の変化の兆しがでてきました。1999年に持続可能な成長を実現する国際的な枠組みとして「国連グローバル・コンパクト」が発足、2011年には、「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会で承認されました。指導原則

は、①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセスの3つの柱からなっています。重要なのは、企業が当事者として関わる人権リスクのみならず、サプライチェーン上の人権リスクにまで責任を負うことが明記されていることです。2006年に提唱された責任投資原則（PRI）をきっかけに企業の投資判断にESG投資が組み込まれるようになりました。ESGのうちの人権（社会）には直接雇用関係にある労働者だけでなく、サプライチェーンの人権配慮も含まれています。2020年10月には、この「指導原則」に基づく「行動計画」が日本でも策定されました。「計画」の中でILO未批准条約の批准の努力が記載されています。

日・EU経済連携協定の締結とILO議連の取り組み

2018年7月に日本とEU（欧州連合）との間でEPA（経済連携協定）が署名され、2019年2月から発効されています。この協定は、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデルとなるものをめざしており、協定の16章には「各締約国は、自己の発意により、批准することが適当と認める基本的な

ILOの条約及び他の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払う」とことが明記され、この件も含め、「市民社会との共同対話」が設置されました。私もそのメンバーに加わっています。ここでは、政府のILO条約の批准の努力を常に注意深く観察しています。

超党派の議員で構成される「ILO活動推進議員連盟（ILO議連）」（会長・川崎二郎衆議院議員、事務局長・石橋通宏参議院議員）は、2019年ILO創設100周年にあたり、衆参両院で「ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議」を全会一致で採択しました。その中で中核8条約のうちの未批准の案件について、「引き続きその批准について努力すること」が謳われています。

ILO議連は、現在開会中の第204通常国会で、「強制労働の廃止に関する条約（105号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出し、議員立法で成立させる取り組みを進めています。法案は与野党議員有志によって提出されました。潮流は変わりつつあります。これまで64年間止まっていた時計を前に進めたい。この機会に105号条約だけでも批准させたいという強い思いで、活動を続けています。